

働きやすい職場づくりのために武雄労働基準監督署の取組に是非ご参加ください！

Safe Work Action

～みんなで実現 安全・安心・快適職場～

1 ロゴマーク（全部で8種類あります。）



「TAKEO」を会社名などにする
ことも可能です。

2 取組内容

「Safe Work Action」は、①事業者自らが定めた労働者の安全確保・健康確保・労働条件向上に関する取組事項を公開すること、②「Safe Work」などをキャッチフレーズとするロゴマークを事業場内で活用することにより、労働災害防止や職場環境の改善に積極的な事業場であることを内外に表明し、労使による安全・安心・快適な職場づくりを促進させることを目的とする取組です。

取組期間は、令和7年10月1日から令和10年3月31日までです。

3 取組事項の公開等

事業者は、事業場の現状を把握し、労働者側との協議を経て、「Safe Work Action 取組宣言書（以下「宣言書」といいます。）」を作成し、宣言書を武雄労働基準監督署（以下「武雄署」といいます。）にメールにて提出します。武雄署は、宣言書に問題ないことを確認した上で「Safe Work Action 取組宣言事業場（以下「宣言事業場」といいます。）」として登録し、佐賀労働局のホームページに掲載します。

宣言書は、佐賀労働局のホームページからダウンロードしてご使用ください。



4 ロゴマークの活用等

武雄署から宣言事業場に対して、ロゴマークのデータを提供します。事業者は、事業場、現場などへのロゴマークの掲示、保護帽などへのロゴマークの貼付、ロゴマーク入り名刺の作成などにより、取組の見える化を図るとともに、宣言書の取組事項の達成を図ります。

【活用例】

- ・ 保護帽
- ・ 掲示板
- ・ 名 札
に 掲 示



5 キャッチフレーズ

「Safe Work」は、「労働災害を防止し『安全・安心』な職場を実現する」との意思を示すもので、国連の専門機関であるILO（国際労働機関）においても使用されているフレーズです。

また、『Safe』のそれぞれの文字を頭文字とする「○○○○ Work」のキャッチフレーズがあります。

(1) S⇒Smart Work

多様な働き方ができる職場を意味し、長時間労働を前提とした働き方からの脱却を図る意思を示すものです。

(2) a⇒Active Work

働きがいがある職場を意味し、ワーク・エンゲージメントの向上などに取り組む意思を示すものです。

(3) f⇒Fun Work

ハラスメントのない職場を意味し、風通しの良い職場づくりなどに取り組む意思を示すものです。

(4) e⇒Equal Work

公平な待遇の職場を意味し、賃金などの労働条件について、性別や雇用形態を理由とする不当な差違が生じないように取り組む意思を示すものです。



ロゴマークは、課題、部署等に応じてお使い分けください。

6 ハローワークの求人票への表示

宣言事業場の登録に際して付された番号を、ハローワークの求人票に表示することが可能です。表示を希望される場合は、**求人者（宣言事業場）自身**で、登録番号を確認の上、求人票に入力（記載）していただく必要があります。登録番号は、ロゴデータを提供する際にお知らせします。また、佐賀労働局のホームページからも確認することができます。

【求人票の特記事項※への記載内容】 ※記載時の注意点：半角不可、1行30字まで

Safe Work Action 取組宣言事業場
(武雄労働基準監督署 登録番号第○○号)

7 実施者等

実施：武雄労働基準監督署、佐賀労働局

後援：一般社団法人佐賀県労働基準協会、建設業労働災害防協会
佐賀県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会佐賀県支部、
独立行政法人 労働者健康安全機構 佐賀産業保健総合支援センター

協力：武雄市、鹿島市、嬉野市、江北町、大町町、白石町、太良町、
杵藤地区広域市町村圏組合、国土交通省 九州地方整備局
武雄河川事務所

みなさまのご参加を
お待ちしております。



労働基準局広報キャラクター ©「たしかめたん」



お問合せ先 武雄労働基準監督署 監督・安衛課
TEL0954-22-2165